

岩手県告示第298号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、公共測量の実施（令和2年岩手県告示第564号）で公示した公共測量を終了した旨盛岡地方法務局長から次のとおり通知があった。

令和4年5月2日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 実施した地域 宮古市山口一丁目ほか
- 2 実施した期間 令和2年9月1日から令和3年2月26日まで
- 3 実施した公共測量の種類 基準点測量